平成２５年（フ）第３４号
長崎県島原市有明町大三東乙994番地６、前住所長崎県島原市有明町湯江丙807番地５
債務者　石本　出水
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
北海道苫小牧市桜木町４丁目８番20号　ユングフラウ101
債務者　玉川　　希
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１２１号
秋田市雄和田草川字鉾155番地26
債務者　福田裕紀恵
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２２号
秋田市雄和田草川字鉾155番地26
債務者　福田アイ子
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４号
秋田市河辺大張野字山根60番地２
債務者　熊谷　一穂（旧姓上野）
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３０号
秋田市仁井田潟中町３番39号
債務者　多田　竹美（旧姓桜庭・櫻庭）
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３３号
秋田市仁井田福島１丁目５番33号　トライアングル東202
債務者　鎌田　亜美（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２号
秋田県能代市字大内田110番地１
債務者　大山美紀子
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４８号
茨城県神栖市平泉2816番地７
債務者　中原多恵子
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第４９号
茨城県神栖市平泉2816番地７
債務者　中原富士夫
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１６２号
茨城県古河市女沼397番地１　秋山ビル410号室
債務者　田中　富夫
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第７８号
群馬県みどり市大間々町上神梅205番地　神梅第２団地28―２号
債務者　山上八重子
１　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５０２号
東京都府中市分梅町４丁目４番地１―104
債務者　今村　愛枝
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５０３号
東京都府中市分梅町４丁目４番地１―104
債務者　赤坂百合枝（旧姓今村）
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６５０号
東京都町田市本町田2954番地２シティクレスト305
債務者　清田　　昇
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５６０号
東京都国分寺市南町１丁目13番22号グリーンハウス201
債務者　木下　　創
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６５５号
東京都三鷹市深大寺２丁目18番１号
債務者　石井富士子
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部